# 【資料3】





# 子ども・子育て支援新制度は、 「量」と「質」の両面から 子育てを社会全体で支えます。

# 消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。 貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。

# もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育で家庭の状況や、子育で支援へのニーズをしっかり把握し、 5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育で支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。

# 企業による子育て支援も応援します平成28年度創設

「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、

企業等からの事業主拠出金を財源として、

事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進します。







# 支援の量を拡充!

# 必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。 教育・保育や子育で支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、 待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

# 支援の 質 を向上!

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

#### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

子どもたちにより目が行き届くように、 職員1人が担当する子どもの数を改善します。

3歳の子どもと職員の割合を、 従来の20人に対して1人から、 15人に対して1人にする など

## 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

• 職員の処遇改善を行い、職場への定着 及び質の高い人材の確保を目指します。

> 職員の給与を増やしたり、研修 を充実するなどキャリアアップ

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。

# NEW 仕事・子育で両立支援 平成28年度創設

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、 就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援します。

- ·企業主導型保育事業 従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成します。 ※週2日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応できます。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができます。













# 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。





小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、 園により午後や土曜日、夏休みなどの 長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設

#### 0~2±v

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、

家庭で保育のできない保護者。 ▶06ページ参照

#### 3~5±w

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする 場合は夕方までの保育を実施。

園により延長保育も実施。

利用できる保護者制限なし。



- 3~5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく 教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、 通いなれた園を継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、 子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。





# 就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、 家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

# NEV

地域型保育

0~2さい



# 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、 家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

# 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、 少人数(定員5人以下)を 対象にきめ細かな保育を行います。

# 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、 従業員の子どもと地域の子どもを 一緒に保育します。

# 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、 家庭的保育に近い雰囲気のもと、 きめ細かな保育を行います。

# 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが 必要な場合や、施設が無くなった地域で 保育を維持する必要がある場合などに、 保護者の自宅で1対1で保育を行います。

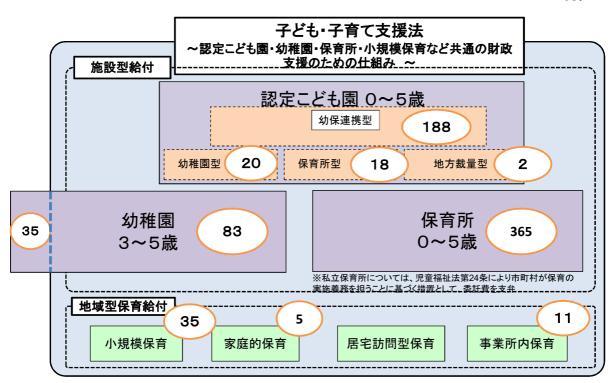
# 県における現状

# 1 認定こども園等の状況

	施設種別	H30.4.1 <b>施設数</b> (B)	H31.4.1 <b>施設数</b> (B)	施設数 増減 (B)-(A)
認定	こども園	198	228	30
	幼保連携型	165	188	23
	幼稚園型	19	20	1
	保育所型	14	18	4
	地方裁量型	0	2	2
認定	こども園でない幼稚園	121	118	-3
認定	こども園でない保育所	380	365	-15
地地	小規模保育	33	35	2
地域型保育事業	家庭的保育	4	5	1
育	事業所内保育	9	11	2
争 業	居宅訪問型保育	0	0	0

(注)上記施設数には、分園は含まない。

H31.4.1現在



## 2 保育所等の待機児童数の推移

# 【待機児童の定義(厚生労働省)】

#### 〇保育所等利用待機児童

調査日時点において,保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ,特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが,利用していないもの

#### 利用施設

- :特定教育保育施設[保育所, 認定こども園(保育所機能部分),
  - 幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)]
- :地域型保育事業[小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育]
- :企業主導型保育事業

## 本県の保育所等待機児童数の推移(各年4月1日時点)



(注1)平成27年以降の認可定員及び利用児童数は、保育所、認定こども園(2·3号), 地域型保育事業の数値(注2)就学前児童数は、前年10月1日現在の鹿児島県年齢別人口推計結果

#### 鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画の点検、評価、見直しについて

#### 1 計画の達成状況の点検,評価,見直し

計画の達成状況の点検,評価,見直しについては,県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

#### (1) 点検、評価

各年度において,計画に基づく施策の実施状況等について点検,評価を行い,その結果を公表する。

#### (2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、 市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村 計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこ ととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計 画期間とする。

#### 2 点検、評価の実施方法

○ 毎年度の点検・評価については、個別の進ちょく状況(アウトプット) を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市 町村とともにその対応策を検討する。

また、計画全体の成果(アウトカム)については、計画期間中の一定 時期に点検・評価を実施する。

○ 点検,評価項目については、計画の第5章「子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等」、第6章「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」の各施策は、かごしま子ども未来プラン2015、県母子家庭等及び寡婦自立促進計画、県障害者計画、雇用創出プラン2013などで点検、評価されているため、下記のとおり第4章「教育・保育等の推進」の各項目を重点的に点検、評価することととする。

#### 〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進
- ④ 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

なお,① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検,評価については,市町村の現状を把握する必要があるため,各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

#### 【参考】

#### 〇 国が定めた基本方針

子ども・子育て支援法第60条の規定に基づき、国が定めた基本指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号「教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)では、子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について、次のように定めている。

市町村及び<u>都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の</u> <u>実施状況</u>(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用 の使途実績等について<u>点検、評価し</u>、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策 を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等につ いても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、<u>この一連の過程を</u> <u>開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用</u>することが望まれる。

評価においては、<u>個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要</u>である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。<u>都</u>道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))

# 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る平成30年度計画と実績との比較について

(1) 確保方策(利用定員総数)の平成30年度計画と実績に差が小さい市町村

① 待機児童あり(H30)	5市町	鹿児島市,出水市,薩摩川内市,奄美市,天城町
② 待機児童なし	24市町村	枕崎市, 阿久根市, 指宿市, 垂水市, ,日置市, 曽於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 伊佐市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 大崎町, 肝付町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

(2) 確保方策(利用定員総数)の平成30年度計画と実績に差が大きい市町村 ※乖離率±10%以上であって, 乖離の実数が10人以上の市町村 ※乖離率±10%未満であって, 乖離の実数が50人以上の市町村

① 待機児童あり(H30)	1市	姶良市
② 待機児童なし	13市町村	鹿屋市, 西之表市, 南九州市, 湧水町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町

## (1) 確保方策(利用定員総数)の平成30年度計画と実績に差が小さい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

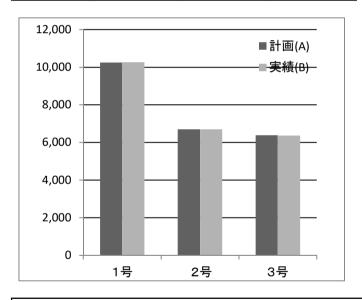
※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

#### ① 待機児童あり

〇 鹿児島市

待機児童数: 158人

	1号	2号	3号
計画(A)	10,246	6,695	6,384
実績(B)	10,264	6,695	6,373
(B)-(A)	18	0	<b>▲</b> 11

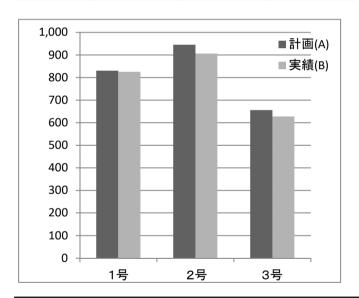


- 保育所等の整備により定員の拡大を図っているものの、保育士等の不足により 待機児童解消には至っていない。関係機関と連携した保育士等確保事業や、保育士・ 保育所支援センターによる潜在保育士の掘り起こしなど、職員確保に積極的に取り組 み、ソフト・ハード両面から提供体制を確保し、早期の待機児童解消を図る。
- 〇 平成30年度は、保育所の新設等により、2号273人、3号247人整備。
- 令和元年度は、保育所の新設等により、2号104人、3号126人整備予定。

#### 〇 出水市

待機児童数: 7人

	1号	2号	3号
計画(A)	830	945	656
実績(B)	825	906	627
(B)-(A)	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 39	<b>▲</b> 29

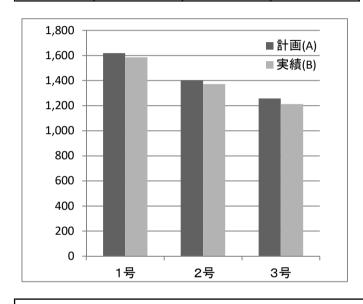


- O 補助金等を活用して園舎整備を促進し、定員増加に努めているが、計画策定時の 見込みより進んでいない。中間年に計画の見直し済。
- 29年度は、既存施設の施設整備により2・3号を中心に定員増を図っている。
- 30年度及び元年度は、保育所から認定こども園への移行により定員増を図っている。
- 元年度から2か年による施設整備により待機が多い3号を中心に定員の増加を図る予定。

## 〇 薩摩川内市

#### 待機児童数: 4人

	1号	2号	3号
計画(A)	1,619	1,402	1,258
実績(B)	1,585	1,373	1,213
(B)-(A)	▲ 34	<b>▲</b> 29	<b>▲</b> 45

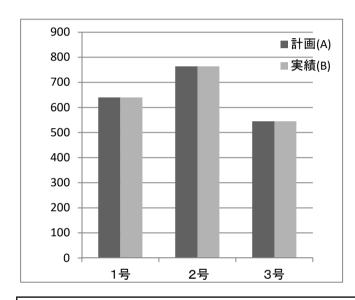


- 〇 保育所等の整備により定員の拡大を図っているものの,待機児童解消には至って いない。
- 30年度は、保育所から認定こども園への移行により2・3号の定員増を図った。 ○ 元年度は、認定こども園の新設や保育所から認定こども園への移行により 定員増を図る。

## 〇 奄美市

待機児童数: 2人

	1号	2号	3号
計画(A)	640	764	545
実績(B)	640	764	545
(B)-(A)	0	0	0

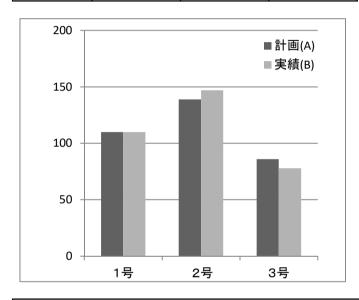


- 〇 平成31年4月から保育所等3か所での一時預かり事業の開始。
- 令和2年4月から幼稚園1カ所の定員増幼稚園から認定こども園へ の移行に伴う2号及び3号の定員増を図る

# 〇 天城町

待機児童数: 11人

	1号	2号	3号
計画(A)	110	139	86
実績(B)	110	147	78
(B)-(A)	0	8	▲ 8



- 〇 保育士不足により、待機児童が発生。 〇 今後は、保育士の確保に努めるとともに、老朽化した公立保育所 の統廃合により保育士不足を解消する。

## (2) 確保方策(利用定員総数)の平成30年度計画と実績に差が大きい市町村

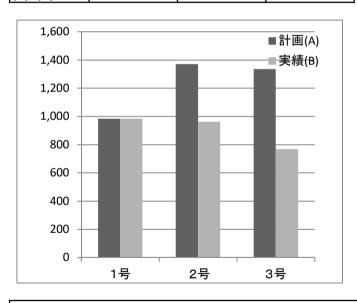
- ※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
- ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

## ① 待機児童あり

〇 姶良市

待機児童数: 62人

	1号	2号	3号
計画(A)	984	1,371	1,335
実績(B)	984	963	768
(B)-(A)	0	<b>▲</b> 408	<b>▲</b> 567



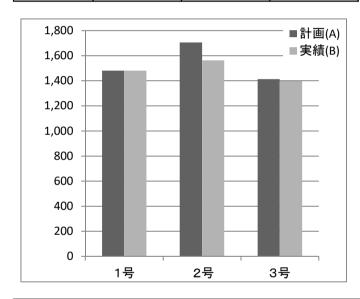
○ 2号, 3号については、保育士不足による定員増が見込めなかった。 ○ 今後, 施設整備の協議, 既存施設の定員増, 幼稚園から認定こども 園への移行の働きかけなどを行うとともに、事業所に対する企業主導 型保育事業の紹介等を行う。

## (2) 確保方策(利用定員総数)の平成30年度計画と実績に差が大きい市町村

## ② 待機児童なし

## 〇 鹿屋市

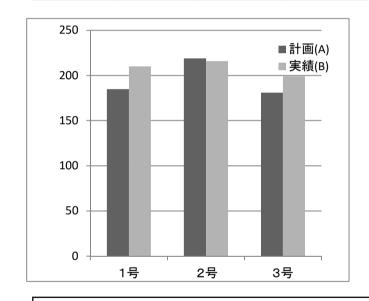
	1号	2号	3号
計画(A)	1,481	1,705	1,414
実績(B) (B)-(A)	1,481	1,563	1,396
(B)-(A)	0	<b>▲</b> 142	<b>▲</b> 18



- 保育所から認定こども園への移行により、1号認定については 計画どおり定員を増している。
- 2号認定及び3号認定については、保育所等の定員増を見込んでいたが、計画通り定員増が進まなかったことに伴う乖離

#### 〇 西之表市

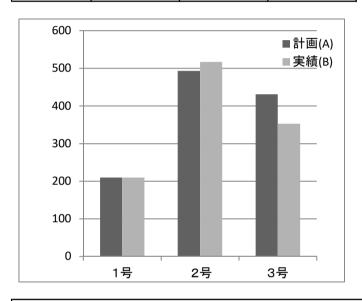
	1号	2号	3号
計画(A)	185	219	181
実績(B)	210	216	199
(B)-(A)	25	<b>▲</b> 3	18



〇 計画策定時, 幼稚園から認定こども園へ移行予定であった 施設が, 移行しなかったことに伴う乖離。

# 〇 南九州市

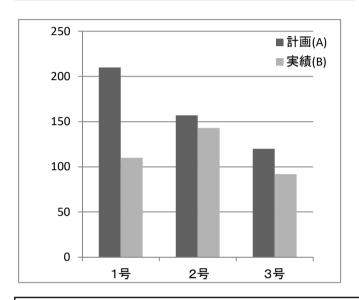
	1号	2号	3号
計画(A)	210	493	431
実績(B)	210	517	353
(B)-(A)	0	24	<b>▲</b> 78



○ 計画策定時には予定していなかった保育所から認定こども園への 移行による乖離。

# 〇 湧水町

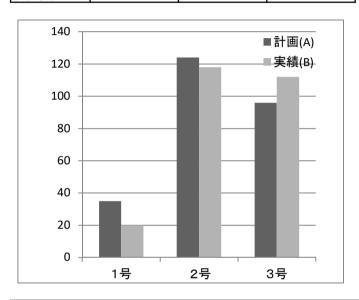
	1号	2号	3号
計画(A)	210	157	120
実績(B)	110	143	92
(B)-(A)	<b>▲</b> 100	<b>▲</b> 14	▲ 28



- 1号については、計画策定時には予定していなかった幼稚園の 廃園に伴う乖離。
- 2号及び3号については、保育所から認定こども園への移行の際、 当初計画していた利用定員を変更したことに伴う乖離。

# 〇 東串良町

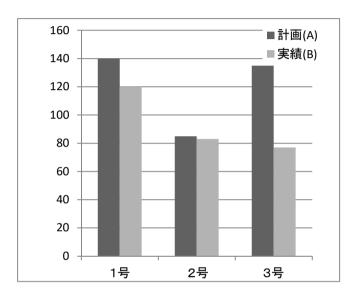
	1号	2号	3号
計画(A)	35	124	96
実績(B)	20	118	112
(B)-(A)	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 6	16



○ 計画策定時には予定していなかった幼稚園から認定こども園への 移行による乖離。

# 〇 錦江町

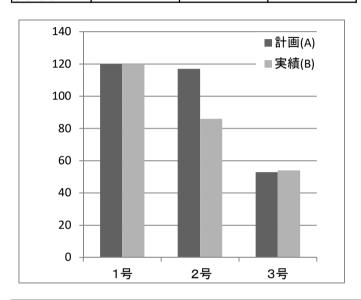
	1号	2号	3号
計画(A)	140	85	135
実績(B)	120	83	77
(B)-(A)	<b>▲</b> 20	<b>▲</b> 2	▲ 58



○ 1号については、利用ニーズの減に伴い定員を減にしたことによる乖離 ○ 3号については、計画策定時の見込みが過大であったことによる乖離 であり、1号、3号ともに次期計画において計画を見直すこととしている。

# 〇 南大隅町

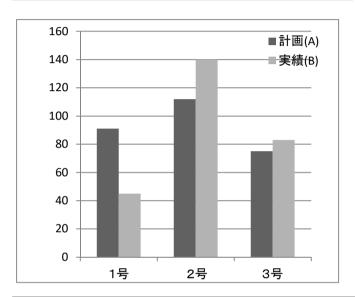
	1号	2号	3号
計画(A)	120	117	53
実績(B)	120	86	54
(B)-(A)	0	▲ 31	1



○ 保育所から認定こども園への移行予定が延期になったことによる 乖離。

# 〇 中種子町

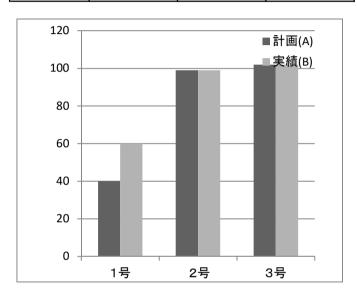
	1号	2号	3号
計画(A)	91	112	75
実績(B)	45	140	83
(B)-(A)	<b>▲</b> 46	28	8



○ 利用ニーズに応じて、既存施設の定員を設定したことによる乖離。

# 〇 南種子町

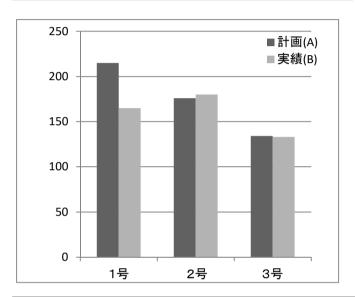
	1号	2号	3号
計画(A)	40	99	102
実績(B)	60	99	102
(B)-(A)	20	0	0



〇 利用ニーズの増による既存施設の定員増。

# 〇 屋久島町

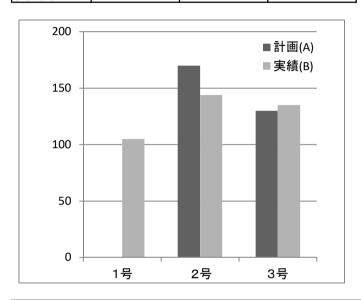
	1号	2号	3号
計画(A)	215	176	134
実績(B)	165	180	133
(B)-(A)	<b>▲</b> 50	4	<b>▲</b> 1



○ 利用ニーズの減による既存施設の定員減。

# 〇 龍郷町

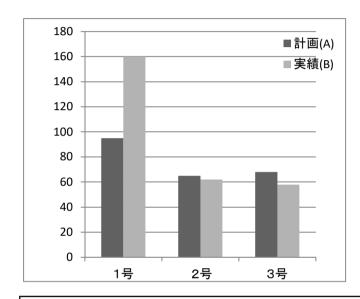
	1号	2号	3号		
計画(A)	0	170	130		
実績(B)	105	144	135		
(B)-(A)	105	<b>▲</b> 26	5		



○ 計画策定時の計上誤り。次期計画では適正に計上する。

# 〇 喜界町

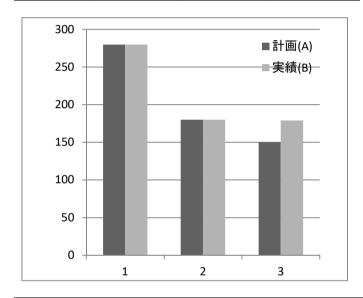
	1号	2号	3号
計画(A)	95	65	68
実績(B)	160	62	58
(B)-(A)	65	<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 10



- 1号認定については、平成30年度から公立幼稚園において
- 3年保育を実施したことに伴う乖離。
  〇 2号及び3号認定については、複数の保育士の産休に伴い保育士確保が困難となったことに伴う乖離

# 〇 徳之島町

	1号	2号	3号		
計画(A)	280	180	150		
実績(B)	280	180	179		
(B)-(A)	0	0	29		



○ 計画策定時には予定していなかった地域型保育事業等 の整備に伴う乖離。

# 2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
安心こども基金総 合対策事業 (子育て支援課)	1 保育所等緊急整備事業 <1>目的     認定こども園(保育所機能部分)の施設整備に要する費用の     一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制     整備を図る。 <2>実施状況・成果等     2市 2施設  2 認定こども園整備事業 <1>目的     認定こども園(幼稚園機能部分)の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制 整備を図る。 <2>実施状況・成果等     ①市 0施設	基金残額の活用による保育所の整備促進等	1 保育所等緊急整備事業 1市 1施設 2 認定こども園整備事業 1市 1施設
子ども・子育て支 援総合対策事業 (子育て支援課)	〇 認定こども園施設整備事業 <1>目的  認定こども園(幼稚園機能部分)の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制 整備を図る。 <2>実施状況・成果等 ・認定こども園整備: 7市町(3市町) 11施設(3施設) ※()は、平成29年度からの繰越でうち書き	市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算(国費)を確保する必 要がある。	O 認定こども園整備事業 ・認定こども園整備 13市町 21施設
保育所等整備交付 金 (子育て支援課)	<ul> <li>(1) 目的 保育所,認定こども園(保育所機能部分)等の施設整備に要する費用の一部を補助し、保育所等待機児童の解消等を図る。</li> <li>(2) 実施状況・成果等・保育所等整備:14市町 27施設・防音壁整備:1市 1施設・防犯対策整備:4市 10施設</li> </ul>	市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算(国費)を確保する必 要がある。	・保育所等整備 16市町(2市) 41施設(2施設) ・防音壁整備 1市 3施設 ・防犯対策整備 4市町 8施設 ※()は、平成30年度からの繰越

### <参考> 保育所等の整備状況

		H26	年度	H27	年度	H28:	年度	H29:	年度	H30:	年度	H31: (計		<b>=</b> 1
		H25 繰越	H26 当初	H26 繰越	H27 当初	H27 繰越	H28 当初	H28 繰越	H29 当初	H29 繰越	H30 当初	H30 繰越	H31 当初	計
整	備箇所数	11	33	8	17	12	16	8	22	2	30	10	28	197
	うち定員増を伴う整備箇所数	9	27	6	14	7	12	4	16	2	14	5	16	132
	整備に伴う定員増人数(人)	270	1, 025	130	587	146	549	73	527	63	488	58	686	4, 602

- ※ 平成27年度以降は、①安心こども基金(保育所緊急整備事業等)、②保育所等整備交付金、③保育対策 総合支援事業費補助金による保育所等の整備実績。(②及び③は、国から市町村への直接補助)
- ※ 平成29年度当初は、保育所等整備交付金市町村調整結果。(平成29年3月)

# (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
保育教諭研修 (子育て支援課)	<1>目的 教育と保育の一体的提供などについての研修を実施すること により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図	研修内容の一層の充実	保育教諭研修 ・実施時期:令和元年11月頃
	(2) 実施状況・成果等 ・実 施 日: 平成30年11月6日~11月7日 ・場 所: マリンパレスかごしま ・参加人数: 11月6日(196人), 7日(201人) ・研修内容: ①絵本の読み聞かせについて ②3~5歳児の発達と教育・保育について ③特別支援教育・保育について ④乳幼児の感染症・食物アレルギーとその対応		大心时刻。 13 TB 几千 11 万 唤

ယ |

- 24

# 3 地域子ども・子育て支援事業の推進

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
地域子ども・子育 て支援事業 (子育て支援課)	〈1〉目的 市町村が地域の実情に応じて行う子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を支援するための交付金を交付し、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。 〈2〉実施状況・成果等次頁のとおり	事業実施の少ない市町村 に対し、積極的な取組を 働きかける必要がある。	地域子ども・子育て支援事業 【市町村計画書を取りまとめ中であ る。】

# 地域子ども・子育て支援事業の実施状況(平成30年度)

事業名	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	18市町村	33か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び
			必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	3 2 市町	446か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こ
			ども園、保育所等で保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足			保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用
給付を行う事業	5	市	品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等
			を助成する事業です。
多様な事業者の参入	1市	1 か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力
促進・能力活用事業			を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成			保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校
事業	40市町村	564か所	の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で
			す。
子育て短期支援事業	13市町	ショートステイ31か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童につい
トワイライトステイ3か所			て、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事 34市町村		市町村	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把
業			握を行う事業です。
養育支援訪問事業 15市町村		市町村	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことに
			より、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子どもを守る地域ネ			要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や
ットワーク機能強化	5	市町	ネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実
事業		1	施する事業です。
			家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、
一時預かり事業	33市町村	358か所	認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護
			を行う事業です。
地域子育て支援拠点	3 7 市町村	104か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助
事業			言その他の援助を行う事業です。
病児保育事業	2 1 市町	58か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等
			を実施する事業です。
ファミリーサポート			乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受ける
センター事業	17市町	17か所	ことを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行
		5 +6 66 =6 4 =3 ±0	う事業です。

<sup>※</sup> 実施箇所数については、事業の実施箇所を記載

# 4 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

# (1) 確保方策

	施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
任	保育士の人材育成 (子育て支援課)	〈1〉目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、県ホームページにおいて幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度を掲載し、その制度利用の周知を図る。 〈2〉実施状況・成果等 特例制度利用による保育士試験合格者 110名	特例制度の利用促進	保育士の人材育成 引き続き県ホームページにおいて 周知を行う。
	展育士の人材育成 (保育士修学資金 資付事業) (子育て支援課)		_	保育士修学資金の貸付実施 ・対象者 卒業後県内で保育業務 に従事する意思のある 保育士養成施設に在学する学生 ・貸付人数 50人 ・貸付金額 1人160万円以内
	保育士の人材育成 (保育士人材バン 7登録事業) (子育て支援課)		_	「保育士人材バンク」の設置・運営 ・「鹿児島県保育士人材バンク」WEB システムの構築 ・市町村、保育関係団体等へのシス テム説明及び意見交換 ・潜在保育士に対する「保育士人材 バンク」への登録勧奨
│ॄॄ	就業継続支援(保 育の質の向上のた かの研修) (子育て支援課)	〈1〉目的 保育所の職員等を対象とする研修の実施の費用を補助し、子 どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。 〈2〉実施状況・成果等 実施数 県、5市町	保育士等を対象とした研 修の実施促進	保育の質の向上のための研修 実施(予定)数 県, 4市町

3 - 27

ယ	
I	
2	
$\infty$	

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
保育士の再就職支 援(子育て支援課)	<ul> <li>(1) 目的 復職を希望する潜在保育士に対し、県下各地域の最新の求人 情報を個別に提供するとともに、保育施設見学バスツアー及び 保育士講座、保育体験を実施した。</li> <li>(2) 実施状況・成果等 ・情報提供回数:2回 対象者数:1回目586人,2回目573人 ・施設見学バスツアー(鹿児島市、鹿屋市) 参加者:8名 ・保育士講座(鹿児島市、霧島市) 参加者:16名 ・保育体験(鹿児島市、霧島市) 参加者:4名</li> </ul>	再就職を希望する潜在保育士の掘り起こしと参加 しやすい研修会の実施	保育士の再就職支援 ・保育士への情報提供 ・復職支援研修会の開催 ・職場体験講習会の開催
保育士等の処遇改 善 (子育て支援課)	<ul> <li>(1)目的 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、やりがいを持って働き続けられる職場環境づくりを推進するため、保育士等の処遇改善を図る。</li> <li>(2)実施状況・成果等         〇技能・経験を積んだ職員への加算         ・分野別リーダー等 月額5千円(上限)アップ         ・副主任保育士等 月額4万円(上限)アップ         【キャリアパス構築の促進】         〇魅力ある保育環境構築事業         ・保育士等処遇改善啓発セミナー         ・保育制度に関する専門家による個別指導・助言         ・保育所等好事例集の作成 など</li> </ul>	・他業種との賃金格差・キャリアパスの未構築	【処遇な善等加算の改善】 〇技能・経験を積んだ職員への加算・分野別リーダー等 月額5千円(等)アップ・副主任保育士(等)アップ・副主任保育工(上級)アップ・副額4万円(構築の促進事業の保育では、1000年のでは、100

# (2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
子育て支援員研修 (子育て支援課)	<ul> <li>(1) 目的         地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。</li> <li>(2) 実施状況・成果等         ・実施日:平成30年9月7日~平成30年12月18日のうち希望するコース日程         ・実施地区:鹿児島         ・実施コース等:</li> </ul>	①研修の開催回数や開催 場所,専門研修コースの 検討 ②市町村における子育て 支援員研修の実施促進	子育で支援員研修の実施 【県】 〇実施地区 ・鹿児島 〇実施コース ・地域保育コース ・放課後児童コース ・社会的養護コース ・地域子育で支援コース
	実施地区研修内容受講者数修了者数基本研修 地域保育 コース地域型保育 一時預かり事業 77ジー・サポート・センター事業 社会的養護コース 地域子育 て支援コース 利用者支援事業・基本型 ース115 49 115 112 118 15 15 15 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 18 17 16 17 18 17 18 17 19 19 19 10 10 10 11 12 11 12 11 		【市町村】 〇実施市町村 ・鹿児島市(現任研修) ・龍郷町 ・徳之島町

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
放課後子ども総合 プラン推進事支 [放課後児童を 員の認定資格研修] (子育て支援課)	<ul> <li>(1) 目的         放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童クラブの「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされている放課後児童支援員の資格を認定する。</li> <li>(2) 実施状況・成果等         放課後児童支援員の認定者 524名         [資格要件:研修の修了]         ・第1回鹿児島会場(9/8~9/9,11/3~11/4) 資格取得者 187人         ・第2回鹿児島会場(1/12~1/15)         資格取得者 181人         ・霧島会場(10/14~10/17) 資格取得者 91人         ・鹿屋会場(12/11~12/14) 資格取得者 65人</li> </ul>	①令和元年度までにより 多くの資格取得者を確保 するため、研修回数等の 検討が必要 ②県内講師が不足してい るため講師の養成が必要	放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・鹿児島会場① (9/7,9/8,9/28,9/29) 定員 150人 ・鹿児島会場② (1/11~1/14) 定員 150人 ・霧島会場 (11/9~11/12) 定員 150人 ・鹿屋会場 (12/9~12/12) 定員 150人
地域子ども・子育 て支援事業 [放課後子ども総 合プラン指導者研 修] (子育て支援課)	<ul> <li>(1) 目的         放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。</li> <li>(2) 実施状況・成果等         放課後児童支援員等現任研修の実施         ・実 施 日:平成30年7月1日(初任者)</li></ul>	①認定した放課後児童支援員の数に対応した 援員の数に対応した受講機会の確保が必要 ②ででは後のフォローアップを可能とするが必要。 (現 大講師の養成が、県外)	放課後児童支援員等現任研修の実施 ・日時・場所 7/7 (初任者)県庁講堂 7/21(中堅者)県庁講堂 ・定員:初任者(経験3年未満) 定員 200人 中堅者(経験3年以上) 定員 200人

# ၊ <u>သ</u>

## (3) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

_			
施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
幼稚園新規採用教 員研修会 (義務教育課)	(1) 目的 公立の幼稚園新規採用教員に対する研修 (2) 実施状況・成果等 年6回実施 ※参考 ① 4/20 公立幼稚園(8人) 公立幼稚園以外(107人) ② 5/25 "(8人)"(83人) ③ 7/3~7/4 "(8人)"(91人) ④ 8/23~8/24 "(8人)"(105人) ⑤ 11/21 "(8人)"(88人)"(76人)	研究保育を踏まえた研究 協議の充実(7月までの 研究保育実施)	幼稚園新規採用教員研修会の実施 年6回実施 ① 4/20 ② 5/24 ③ 6/27~6/28 ④ 8/21~8/23 ⑤ 11/20 ⑥ 1/17
幼稚園中堅教諭等 資質向上研修 (義務教育課)	<ul> <li>(1) 目的         在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して,個々の適正等に応じ資質向上を図る。</li> <li>(2) 実施状況・成果等         実施日:平成30年7月31日~8月3日場所:県総合教育センター参加人数:6人</li> </ul>	①園内研修の時間設定 ②発達の特性に応じた指 導	対象者がいないため、未実施
保育所特別保育事 業等研修会 (子育て支援課)	<ul> <li>(1) 目的 保育所職員等の資質向上を図る。</li> <li>(2) 実施状況・成果等 特別保育事業等研修会の実施</li> <li>・実施日:平成31年2月25日~26日</li> <li>・場所:県庁2階講堂</li> <li>・参加人数:191人</li> <li>・研修内容:①保育現場における人権の理解</li> <li>②障害児保育</li> <li>③安全管理から見た乳児保育のあり方 ④事故防止について</li> </ul>	研修内容の一層の充実	保育所特別保育事業等研修会の実施 ・実施時期:令和2年2月頃

施策等 (担当課)	平成30年度 本県の具体的取組	課題等	令和元年度の取組予定
保育士等キャリア アップ研修(子育 て支援課)	<ul> <li>(1) 目的         リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇 改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の 向上を図るとともに、保育の質を高める。</li> <li>(2) 実施状況・成果等         保育士等キャリアアップ研修の実施         ・指定機関実施分         実施回数: 27回 修了者数: 2,841人         ・県委託分         実施回数: 11回 修了者数: 1,288人</li> </ul>	研修回数等の増加	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数:42回 定員数:3,900人 ・県委託分 実施回数:10回 定員数:1,400人

32

# 平成30年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

新用者支援   議長保軍   中子行   年   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本			各市町村集計
	12	12	13)
2 歳 屋 市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O	足保育 業		子育て援助 活動事業
3   次 時 市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0	0	0
4 阿 久 根 市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0	0	0
5 出 水 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0	0	0
6 指 宿 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
7 西 2 表 市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0
8 垂 水 市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0	0	0
9 健 序川内市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O			0
10 日			0
11 音 於 市	0	0	0
12	0	0	
13 以本木野市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O			
13 申 木野市	0	0	0
15 志 布 志 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0	0	
16 奄美市 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O			0
17 南 九 州 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0	0	
18 伊 佐 市 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	0	0	0
19			0
20 三 島 村       O	0	0	0
21 + 島村 O       O <td< th=""><th>0</th><th>0</th><th>0</th></td<>	0	0	0
22 さつま町       O			
23 長島町       O<			
24 湧 水 町       〇	0	0	
25 大崎町       〇<			
26 東 串 良 町       O       O       A       O <t< th=""><th></th><th></th><th>0</th></t<>			0
27 錦 江 町       O			
28 南大隅町       O			
29 肝 付 町 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	0	0	
30 中種子町       O<	0	0	
31 南種子町       32 屋久島町       0       33 大和村       34 宇検村       0       35 瀬戸内町       0			
32 屋 久 島 町     O       33 大 和 村     O       34 宇 検 村 O     O       35 瀬 戸 内 町     O       36 龍 郷 町     O   O O O O O O O O O O O O O O O O O O O			
33 大和村       34 宇検村       35 瀬戸内町       0<			
34 字 検 村 〇       35 瀬 戸 内 町       36 龍 郷 町			
35 瀬戸内町     O     O     O       36 龍郷町     O     O			
36 龍 郷 町 〇			
37  喜 界 町    〇     〇       〇   〇			
		_	
	0		0
	0	0	
40 伊 仙 町       O       O			
	0		0
	0		
	0		
実績合計         18 市町村 32 市町村 5 市町村 1 市町村 40 市町村 13 市町村 34 市町村 5 市町村 5 市町村 37 市町村 33 市町村 21 市			
■ 事業実施合計   18 市町村   32 市町村   6 市町村   1 市町村   40 市町村   22 市町村   34 市町村   16 市町村   5 市町村   37 市町村   33 市町村   21 市   ※国庫補助金(地域子ども・子育て支援事業)を活用している市町村一覧(市町村単独事業等は含まない)	市町	†町村 17	7 市町村

※国庫補助金(地域子ども・子育て支援事業)を活用している市町村一覧(市町村単独事業等は含まない) ※○…実績あり、Δ…実施したが実績なし、×…実施していない